

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学会議会長 茅 誠 司

公立鉦工業指導研究機関の設備近代化促進について（申入）

わが国の経済の繁栄が、国際貿易の消長に依存するところがきわめて大きいこと、また、この貿易において中小工業が顕著な役割を果たして来たことは、すでに御承知のとおりであります。

しかるに、戦時、戦後においてわが国の工業技術が立遅れたことと、諸外国の技術水準が向上したこととにより、わが国の中小工業の国際的技術水準は、今や相対的にはなばだしく低下している事実は、これを卒直に認めざるを得ません。

このような事態は、加工貿易を重視せざるを得ないわが国経済の特殊性からしても、また、戦後中小工業が下請制その他を通じて大企業とますます密接な関連をもつていたつた実状からしても、一日も放置し難い重要問題だと存じます。

もちろん、政府においても中小工業の重要性にかんがみ、これを育成するために、金融措置を始め、経営の合理化、企業の組織化等について鋭意努力しておられますが、中小輸出産業の基盤となるべく製品の質的改善、コストの引下げ等をはかるために一般的技術水準を高めることは、主として公立鉦工業の指導研究機関の手に委ねられているのが現状であります。

ところが、これらの重要使命を担当する公立鉦工業指導研究機関は、戦後の地方財政の窮乏に災いされて、その内容は貧弱をきわめ、ことに設備の老朽化にいたつてはなばだしく、その業務遂行上多大の困難に直面しているのであります。

わが国の経済、とくに貿易と中小工業との戦後の特殊な関連にかんがみ、公立鉦工業指導研究機関の現状は、邦家のためまことに憂感に堪えないものがあります。

このことについて、本会議は公立鉦工業試験研究機関連絡協議会から添付別紙のような要望（公立鉦工業試験研究機関の国家助成に関する要望書）を受けまして、本会議学術体制委員会において審議した結果、この要望の主旨はきわめて妥当であるとの結論に到達いたしました。

よつて本会議は、公立鉦工業指導研究機関において行われる試験研究が高度に推進され、わが国輸出産業の発展に寄与するため政府はこれらの機関における試験研究設備の近代化が促進されるよう緊急適切な考慮ないし措置を講ぜられたく、ここに本会議第18回総会の議により要望します。

写

公立鉦工業試験研究機関の国家助成に関する要望書

公立鉦工業試験研究機関連絡協議会

1. 中小工業の重要性和公立鉦工業試験研究機関

中小工業は日本経済の基軸の一つである。

このことは、中小企業が全国の事業所数の99.5%を占め、生産額もほぼ総額の半ばに達している。（通産省26年度統計による）ことにより明らかである。

また、輸出産業の面から見てもこれら中小工業の製品が戦前においては、輸出貿易の60%内外を占めていたことから如何にその比重が大きいかということがわかる。

資源の乏しいわが国としては、国内資源を高度に加工してこれを輸出に向けるとともに、海外よ

りの輸入原料を加工する加工貿易の発展をはからねばならない。この加工貿易もその母体となるものが中小工業であることもいうまでもない。

また中小工業は他面大工業の関連工業としての重要な役割を果たしている。

以上のことからみても中小工業こそは、わが国産業の中軸をなすものであるといつて過言ではない。

政府はこれら中小工業の重要性に鑑みて、これが育成のために金融の措置や経営の合理化あるいは海外市場の調査などの方面に相当の努力をしているが“輸出産業の基盤”となるべき製品の質的改良やコストの切下げのための技術水準の向上についての施策は極めて乏しく、これらは挙げて公立鉦工業試験研究機関に附託されているのが実状である。

2. 公立鉦工業試験研究機関の使命と現状

このように、公立鉦工業試験研究機関は主に地方的産業を対象として設けられているが、現在わが国における工業（鉦業を含む）関係の公立試験研究機関の数は合計144で、うち都道府県立のものは133、市立のものは11を数えており（従業者は約4,000人、うち技術吏員数は約1,200人）、その機関の数においては必ずしも少いとはいえないが、その内容においては大工業関係の試験研究に比べて甚しく貧弱である。（大企業体の研究費総額は48億通産省調）。これらの機関における年間経費総額は12億3千万円（昭和26年度）で、このうち相当規模のものは数箇所を数えるに過ぎない。これを部門別に見ると機械、金属、化学などを主とする総合的組織からなっており、その他の地方にあるものは工芸・染色・陶磁器鑄物といった特殊の業種に重点がおかれている。

また、これらの機関は、それぞれの地方における産業の振興をはかるため技術の指導と研究を行うものであるが、前述のように中小工業の占める比重が極めて大きいだけに、その使命が如何に重いかは十分に認識されなければならない。……このように公立鉦工業試験研究機関は地方産業振興の立場から殆んどの府県に設けられており、中には一府県内に数個の機関が設置されている地方もあり、これら調整の問題は今後に解決されるべきものである。……このように機関数においては少くないが、その内容施設の貧弱であることは既に工業技術院の調査によつて指摘されているところで、特に施設の老朽化は見るに堪えないものがある。近來政府当局においても一般企業の設備近代化が提唱されている折柄、これらの業界の指導的立場にある試験研究機関、いわば業者の共同研究室であり、一部には精密加工のための共同作業場の役目さえ果たしているこれら機関の施設が老朽化していることは全く本末顛倒であつて、むしろこれが近代化こそ先づ第一に着手しなければならない重要な問題である。

ところで、これらの公立鉦工業試験研究機関の財政は孰れも地方公共団体からの令達予算で賄われているのであるが、年と共に窮迫している地方公共団体の財政の現状からして、その重要性は認められながらも施設の革新や充実などは全く思うに委せないのが今日の実状である。

このように乏しい設備の下においてさえ、それまで各機関においてはそれぞれの地方産業に必要な研究指導を行い業者の要望に応じて実績をあげて来たが、これらの研究成果のうち重要輸出産業の振興の立場から国家的な事業として次のような業績がある。

(1) 工作機械の精度の向上

- (2) ミシン工業の技術の改良
- (3) 自転車工業の技術改良
- (4) 鋳物工業技術の改良進歩
- (5) 熱処理技術の改良進歩
- (6) 鍍金工業の技術の進歩
- (7) プラスチック工業の発展
- (8) 織物ならびにその樹脂加工に関する研究成果
- (9) 輸出用合板およびミシンテーブル工業の発展
- (10) 時計工業技術の確立
- (11) 人造真珠工業の発展
- (12) 活性炭工業の進歩

等

公立工業試験研究機関において、以上のほかに夫々の地域における国土開発に必要な土木、建築工業や災害防止等の事業に、あるいは農林、水、畜産の工業技術方面にも協力して果して来た役割は極めて大きいものである。

その他通産省において行っている次のような国家的事業に対しても多方面に亘つて協力している。

- (1) 中小企業庁の委嘱に応ずる工場診断
- (2) 日本工業標準規格 (J I S) の制度
- (3) 日本工業標準規格 (J I S) の表示制度に協力
- (4) 輸出貿易に関する包装の問題
- (5) 台湾、東南亜、近東諸国等へのプラント輸出および技術協力
- (6) 所属地区以外の広い地域に亘る技術の指導

等

3. むすび

以上述べた通り、これらの機関は地方産業の振興に対して重要な役割をもっており、国家として当然果さねばならない業務を現に代行しているのであつて、わが国の経済自立には極めて重要な使命を果している。

今後民間企業が、その資本蓄積に伴つて漸次自力によつて工業技術の試験研究を推進するようになることはいうまでもないが、それも大企業において始めて望みうるところであつて中小工業に対しては到底望み得べくもない。

従つて、今日の場合公立鉦工業試験研究機関のみが独り地方産業及び中小工業の技術を指導育成せねばならぬ重要な立場におかれている。

戦時中においては、軍需の名のもとに政府から中小企業に対しても相当な技術的助成が行われたが、終戦後は全く忘れられて、今日政府としてはただ僅かに中小企業庁を通じての行政的措置があるのみで、全般的な技術的な改良研究などの施策においては何等見るべき措置が講ぜられておらず、中小工業の技術水準の向上はあげて公立鉦工業試験研究機関の手に委ねられている現状である。

このように、公立鉦工業試験研究機関の使命が重要であるに拘らず、前述の通り地方自治体財政

の窺乏に災いされて施設の改善さえ行われず、研究費もまた不足して十分な活動が出来ない現状は誠に遺憾に堪えない。

以上のことから此際政府は、よろしくこれらの公立鉱工業試験研究機関がその内容において国家の代行機関であるという特質を十分に認識して、財政的に行詰っているこれら機関に対して速かに設備の近代化の道を開くべきである。

このことは、日本の経済自立のための輸出貿易振興に寄与するただ一つの道であると確く信ずるものである。

3-13

庶発第160号 昭和30年4月1日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

北海道における風倒林木の薬剤処理による保護について（申入）

昨年の北海道における台風による森林の被害は甚大であつて、風倒木推定5,600万石約240億円にのぼりました。

この風倒木の搬出には多大の労資と、数年にわたる長時日とを必要としますが、その間にこれを林地に放置すれば、まず、キクイムシ類その他の害虫の被害をこうむり、ついで害虫の食入孔等から木材腐食菌の侵入を招いて、材の利用価値は短期間に激減することを免れません。すなわちキクイムシ等の害虫はそれ自体が材を食い荒して大害を与える上に、その食入孔は木材腐食菌侵入の門戸となつて材の腐朽を誘発するのであります。故に風倒木に対する措置としては、可及的速かにこれらを搬出利用するほかに、第一にキクイムシの駆除殺滅を行い、ついで木材腐食菌の防除を行うことが必要であります。

北海道における風倒被害林の面積は国有林2.25万ヘクタール、道有林、私有林各9万ヘクタールという広大なものであつて、これに対する殺虫剤の撒布の適期を失うことなく実施するためには、機動性の高い航空機を利用する以外に方法はありません。またこれに要するBHC等の殺虫剤を早急に準備するためには速かに農業メーカーを指導してその製造を督促しなければなりません。

なお、害虫の駆除は林地における風倒木に対してだけでなく、市場の関係から貯木場に推積される搬出木に対しても励行する必要があることはいうまでもありません。

従来の経験からみると風倒木における虫害は単に風倒木それ自体のみにとどまらず、そこで繁殖した害虫が、さらに周辺の立木に移行し、それを侵害するためにおおむね風倒量の4～5倍にも及んでいます。

北海道における昨年度の風倒木に対する害虫駆除処理のために要する薬剤、撒布資材等の費用の見込額は、人件費を加算すれば恐らく24～25億円の巨額に達するものと思われます。しかしながら、風倒木の価格だけでもすでに240億円とみられており、さらに放置すれば害虫の蔓延侵害を免れ難いと思われる残存立木をも考慮に加えれば、その材価は1,000億円にも達するでありましょう。これを虫害から守ることは国家的急務であると考えます。

よつて、政府は眼前に迫る北海道森林資源の損耗を早急に防止すべく充分な予算の計上ならびに適